市県民税申告書の書きかた

4、5　所得から差し引かれる金額

		控除額
⑨ 雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が災害や盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合の控除です。	【別紙】2ページ参照
⑩ 医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が一定金額以上ある場合の控除です。（この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書を添付してください。）	（医療費の合計ー補てんされる金額）ー10万円（所得の合計額が200万円までの方は所得金額の5％）
（支払った医療費の合計）病院や医師に支払った診療費、治療費、入院費などの合計額です。		
（補てんされる金額）健康保険組合、共済組合などから補てんを受ける療養費、分娩費、高額療養費などの給付金、生命保険会社等から受ける入院給付金等や加害者から受ける補てん金額の合計です。		
セルフメディケーション（医療費控除の特例）従来の医療費控除と併用はできません。選択する場合は「1」を記入してください。（スイッチOTC医薬品の購入費用ー補てんされる金額）ー1万2千円＝控除額		8万8千円が上限
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料であなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした保険料がある場合の控除です。	支払額
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度に係る契約の掛金を支払った場合の控除です。	
⑮ 生命保険料控除	新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合の控除です。	【別紙】2ページ参照
⑯ 地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合の控除です。	
⑰ 寡婦控除	(1)　夫と離婚した後、再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下であり、総所得金額等が48万円以下の子以外の扶養親族のある方。 (2)　夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方。	26万円
⑱ ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現在配偶者がいない方あるいは配偶者が生死不明などの方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の方。 ※ 事実婚状態は除きます。	30万円
⑲ 勤労学生控除	あなたが学生、生徒で給与所得等があり、かつ合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等（本人勤労所得）以外の所得が10万円以下の場合の控除です。	26万円
㉑ 障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合の控除です。	
普通障害者	心神喪失の常況にある人、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳等を有している人など。	26万円
特別障害者	障害者のうち重度の精神障害者、知的障害者と判定された人、身体障害者手帳1級または2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人など。 ※ 右の（　）内は控除対象特別障害者が同居の場合です。	30万円（53万円）
㉒ 配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者（事業専従者は除く）の合計所得金額が48万円以下の場合の控除です。	11万円～33万円（13万円～38万円）
※ 右の（　）内は控除対象配偶者が70歳以上の人（S26.1.1以前に生まれた人）です。		
㉓ 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合の控除です。	1万円～33万円
※ 配偶者控除と配偶者特別控除を同時に受けることはできません。		
同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	あなたの合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者（事業専従者は除く）の合計所得金額が48万円以下の場合は「1」を記入してください。	
㉔ 扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（事業専従者は除く）で合計所得金額が48万円以下の場合の控除です。	
一般扶養	年齢が16歳以上19歳未満の人、もしくは23歳以上70歳未満の人（H14.1.2～H17.1.1、S26.1.2～H10.1.1に生まれた人）	33万円
特定扶養	年齢が19歳以上23歳未満の人（H10.1.2～H14.1.1に生まれた人）	45万円
老人扶養	年齢が70歳以上の人（S26.1.1以前に生まれた人）	38万円
同居老親等扶養	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者のいずれかと同居している人	45万円
※ 16歳未満の扶養親族（H17.1.2以後に生まれた人）も記入してください。		
㉕ 基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合の控除です。	15万円～43万円

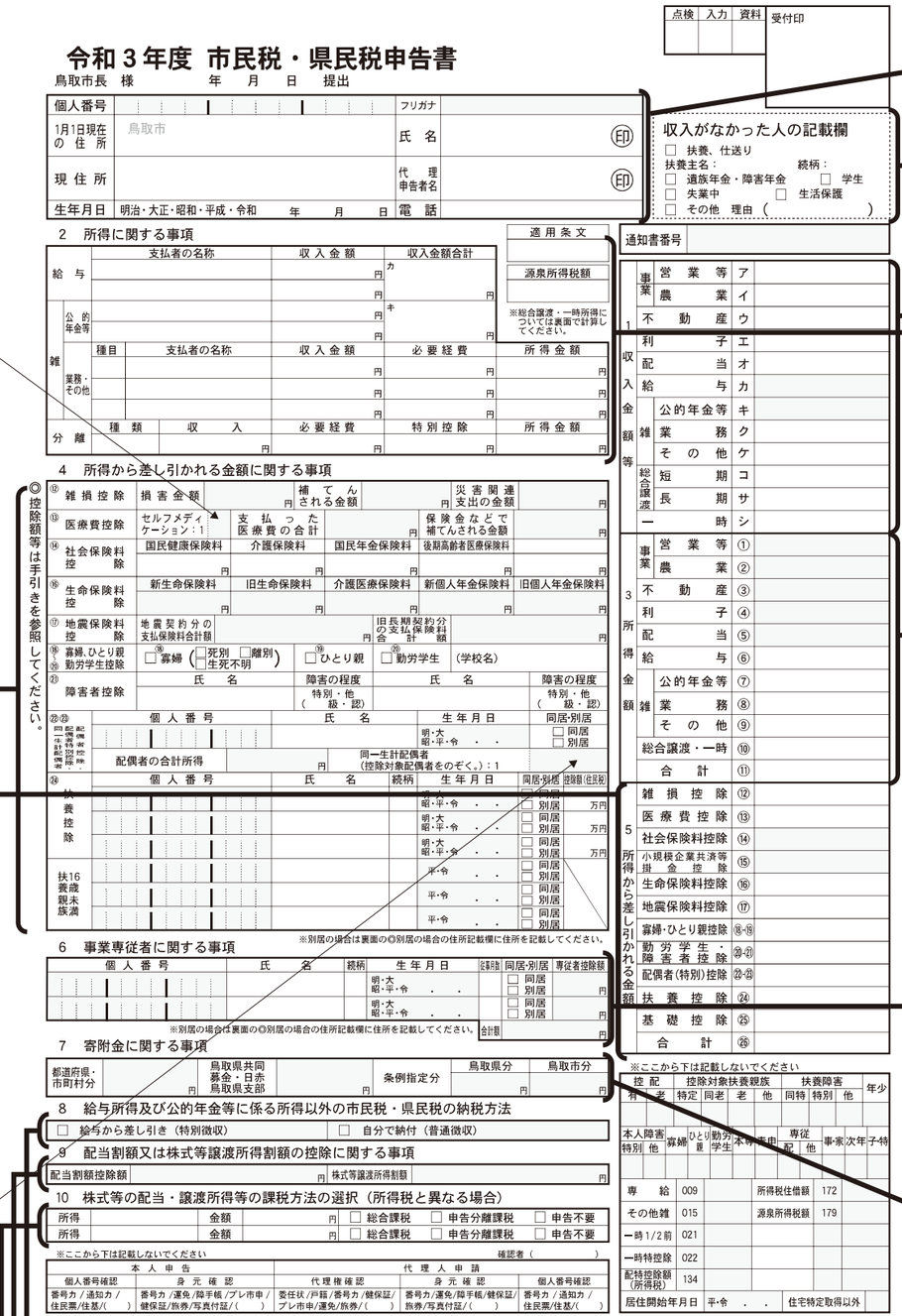

住所欄等

令和３年１月１日現在の住所及び現住所・氏名・生年月日・電話番号を記入してください。代理人が申告されるときは、代理人の氏名も記入してください。

【委任状について】
代理人が申告する場合は裏面下部の委任状欄に記載をお願いします。

委任状

申告者		代理人（申告者に代わって手続きをする人）		税務署記載欄（税務署の従業員の場合は記載してください）	
住所		住所		所在地	
氏名	印	氏名		名称	
生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日	生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日	担当者名	

鳥取市長　様　　年　月　日

私は上記の者を代理人とし、市民税・県民税申告の権限を委任します。

収入がなかった人の記載欄

収入のなかった人は、あてはまる項目に☑をしてください。その他の理由による場合は、できるだけ具体的に記入してください。

1　収入金額等

収入金額	令和２年中に収入することが確定した金額です。売掛金、現物収入、自家消費した商品、雑収入、未収家賃なども含みます。
必要経費	令和２年中に収入を得るために要した費用（商品原価、雇人費、事業用固定資産等の地代・家賃、修繕費、減価償却費など）です。 家内労働者や外交員、集金人その他特定の者に対して継続的に役務の提供を行っている人は、上記必要経費の合計額が55万円以下であっても、特例として55万円の必要経費が認められる場合があります。（詳しくは、市民税課にお問い合わせください。）

2、3　所得金額

営業等所得	小売業、卸売業、製造業、飲食業、サービス業、漁業、養殖業、大工、左官、外交員、集金人、日雇、内職などの所得です。（収入金額ー必要経費）
農業所得	農作物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などによる所得です。（収入金額ー必要経費）
不動産所得	アパート、貸家、貸室、貸事務所、駐車場、貸地などの所得です。（収入金額ー必要経費）
利子所得	公社債及び預貯金の利子で源泉分離課税を選択しなかった利子所得です。
配当所得	株式の配当、出資金の配当、余剰金の分配などの所得です。 住民税が源泉徴収されている配当所得を申告する場合は、配当割額控除額（源泉徴収済の住民税額）を「9」に記入してください。
給与所得	給与、賞与、賃金、専従者給与などの所得です。 （収入金額は支払者ごとに記入し、その合計を収入金額合計欄に記入します。） 給与支払者の発行する源泉徴収票又は支払証明書を添付又は持参してください。 日雇賃金等で源泉徴収票がないときは、申告書裏面の「日給所得等の月別収入状況」欄に収入金額を記入してください。 ※ 給与所得の金額の計算は[別紙]1ページの「給与所得控除後の金額の計算方法」を参照してください。
雑所得	恩給、公的年金、生命保険年金（個人年金等）、郵便年金（互助年金等）、原稿料、講演料、印税、非営業貸金利子、太陽光発電等による売電などの所得です。 公的年金等は支払者ごとに記入してその合計額をキ欄に記入してください。業務・その他の雑所得は支払者、収入金額、必要経費を記入してください。 ※ 公的年金等に係る雑所得の算出は、[別紙] 1ページの「公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法」を参照してください。
一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などの所得です。裏面にて計算して、表面のシ欄、◎欄に記入してください。

※ 総合譲渡、分離譲渡、山林所得等については、市民税課又は税務署へお問い合わせください。

6　事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、あなたの仕事に従事した期間が１年のうち６カ月以上を超える人の給与を収入金額から控除することができます。ただし、事業専従者とした者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象となりません。

白色専従者の控除額は、次のいずれか低い金額です。
1．配偶者は86万円、配偶者以外の親族は50万円
2．その事業に係る所得（事業所得、不動産所得、山林所得）÷（専従者の数＋１）

7　寄附金に関する事項

令和２年中に市県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附をした場合、寄附金税額控除を申告することができます。所定欄に寄附先の名称及び寄附金額を記入してください。

【ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ】
寄附先の自治体へワンストップ特例申請書を提出された方が申告をした場合、または６団体以上の自治体への寄附をされた場合は、特例を受けられません。このような方が寄附金税額控除を受ける場合には、申告書に記入し、寄附金証明書等を添付または提示する必要があります。

8　給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与所得者で給与所得及び公的年金等にかかる所得以外の所得がある場合に、給与所得にかかる税額とあわせて、毎月の給与から市・県民税を差し引く方法（特別徴収）か、給与所得以外の所得にかかる税額のみ個人で納付する方法（普通徴収）の、いずれかに☑をしてください。

9　配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、その額を記入してください。

10　株式等の配当・譲渡所得等の課税方法の選択（所得税と異なる場合）

所得税と市・県民税とで株式等の配当・譲渡所得等の課税方法を変更される場合は、所得の種類と金額を記入し、市・県民税の課税方法に☑してください。「2」の分離、◎配当欄には記入しないでください。